

利用促進・後見人支援について

(令和 7 年 2 月末現在)

1 利用促進

1) 市長申立て要否検討会

- ・随時開催
- ・参集者（包括支援センター・基幹相談支援センター・ケース関係者）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	5	6	2
検討件数	12	8	2
※市長申立てが必要と判断	10	6	2

2) 受任調整会議

成年後見制度の適切な利用のため、本人の状況に適した後見人候補者について検討・調整を行う。

- ・参集者（中核機関（市・社協）・司法専門職・社会福祉士・ケース関係者）

	令和 5 年度	令和 6 年度
開催回数	4	4
検討件数	7	9

3) 市民後見人の育成

①フォローアップ講座の開催

開催日	内容	参加者数（延べ）
9 月 27 日	終活応援セミナー	12 名
11 月 27 日	障害福祉サービス事業所見学・ボランティア ・みどりの家、すずかけ	10 名

②市民後見人名簿登録者の活動状況（人）

	雇用契約	活動人数
法人後見支援員	8	4
日常生活自立支援事業支援員	11	2

2 後見人支援

バックアップ体制の検討（成年後見制度体制整備支援アドバイザー派遣事業を利用）

- ・村上市のバックアップ体制の方向性の検討
- ・成年後見制度賠償責任保険（市民後見人用）の内容検討
- ・後見監督人業務についての研修

1 回目：講義（弁護士に依頼）

2 回目：視察研修（令和 6 年 10 月 24 日 山形市社会福祉協議会）